

再考、個人所得税の問題点とその対応策!

～思わぬ追徴課税を受けない為に～

今年も、個人所得税の確定申告がはじまっています。しかし、確定申告も確実に行わなければ脱税行為とみなされ、思わぬ追徴課税を受けてしまう事になります。ですが、毎月の個人所得税の申告と納税を確実に行っていれば、そんな心配もなくてすみます。今回は皆様と一緒に個人所得税について考えてみたいと思います。お忙しい事とは思いますが、万障お繰り合わせの上ご参加いただきますようよろしくお願い致します。

～セミナーの主な概要～

①納税義務者と課税範囲、②所得の種類、③課税所得額、④税率、⑤日本出国から帰任までの日中個人所得税、⑥税額の計算、⑦外国人給与に対する通達、⑧高額所得者に対する確定申告

日 時: 2011年3月17日(木) 受付開始/13時00分 セミナー/13時30分～16時30分 (休憩・質疑応答時間含む)

場 所: 天河区天河北路233号 中信広場商場4階セミナールーム401号室

定 員: 50名(先着順) 参加費: 無料

講 師: マイツグループ CEO 日本国公認会計士 池田博義

【上海マイツ及びマイツグループの紹介】

マイツグループは、日本と中国に拠点をもつ会計事務所系コンサルティング会社として、1987年京都で設立されました。日本には、東京・大阪・名古屋・京都に拠点を設けています。

中国には、1994年に個人系の会計事務所として初めて上海に進出し、月次決算の内容を充実させ、日本親会社及び現地法人の経営戦略資料に活用していただく為、定期巡回監査を中国に定着させました。その評価を皆様方から受け、現在1,600社弱の日系企業様の定期訪問を行っています。更に最近では、皆様からのニーズが高い、合併・買収などの企業再編業務、移転価格税制、内部統制制度の構築及び評価、上場親会社に対する四半期レビュー監査、国際会計基準対応の連結パッケージの作成などの業務を行っています。上海マイツ咨询有限公司広州分公司と香港マイツ咨询有限公司は、華南地区の皆様在上海で培ったサービスを提供させていただき、昨年設立しました。

更に、弊グループでは、「中国駐在員事務所・現地法人の設立実務とその手続き」(中経出版)、「中国現地法人を持つ親会社の税務処理のすべて」(中経出版)及び一昨年には、弊グループ中国進出15周年を記念し、「日中新法制度下のビジネス再構築」(大蔵財務協会)を出版しております。

マイツグループURL: <http://www.myts.co.jp>

【事務局】 上海マイツ広州分公司 (FAX)020-3888-0305 (TEL)020-3888-0025
(e-mail) ikeda-hi@myts-cn.com ; ikeda-hi@myts.co.jp (担当: 池田博明)

ご希望の方は、下欄にご記入のうえFAX又はe-mailにてお申し込みください。

貴社名:	ご参加者様名:
TEL番号:	ご参加人数: 名
FAX番号:	E-Mail:
ご質問等:	